単価契約仕様書

環境政策局生活環境美化センター
（担当：管理係 水谷　田中　電話：662-6023
車両管理係 水野　山口　電話：672-0061）

件名	(単価契約)西京まち美化事務所車両保守管理業務委託
形状・寸法	別紙のとおり
予定数量	別紙のとおり
契約期間	令和９年４月１日　～　令和１０年３月３１日
契約条件	別紙のとおり

単 価 契 約 仕 様 書

1　委託業務の名称

（単価契約）西京まち美化事務所車両保守管理業務委託

2　契約期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

3　業務内容

道路運送車両法等の法令に従い指定された車両の法定点検及び継続検査（以下「車検」という。）を実施する。

4　対象車両：車両年間保守管理計画表（別紙）のとおり

(1) 普通自動車：１８台（パッカー車：4 トン車＝２台、2 トン車大＝１６台）

(2) 小型自動車：１台（連絡車＝１台）

(3) 軽 四 輪 車：２１台（軽四貨物車＝２０台・連絡車＝１台）

※ 車両の台数は、令和８年９月初日現在の台数であり、委託契約期間中に増減することがある。

5　委託料単価の種類

(1) 普通自動車（パッカー車：4 トン車）

ア　６ヶ月点検

イ　車検Ａ

ウ　車検Ｄ

(2) 普通自動車（パッカー車：2 トン車大）

ア　６ヶ月点検

イ　車検Ａ

ウ　車検Ｂ

エ　車検Ｃ

オ　車検Ｄ

(3) 軽四輪車（軽四貨物車：軽四連絡車）

ア　６ヶ月点検

イ　１２ヶ月点検

ウ　車検

(4) 小型自動車（連絡車）

ア　６ヶ月点検

イ　１２ヶ月点検

6　予定数量

(1) パッカー車

	６ヶ月点検	１２ヶ月点検	車検Ａ	車検Ｂ	車検Ｃ	車検Ｄ
4 トン車	2	0	1	0	0	1
2 トン車大	１６	0	１０	2	2	2

（備考）年度中の車両の増減等により数量は変更になることがある。

(2)小型自動車（連絡車）、 軽四輪車（軽四貨物車・連絡車））

	６ヶ月点検	１２ヶ月点検	車検
小型自動車 （連絡車）	1	1	0
軽四輪車 （連絡車）	1	0	1
軽四輪車 （軽四貨物車）	２０	１１	9

（備考）年度中の車両の増減等により数量は変更になることがある。

7　支払方法等

各車両の委託料単価に受託者が当該１ヶ月間に実施した定期点検、車検の台数を乗じて得られた金額（各委託料単価×実施台数の合計額）を、受託者からの適法な請求に基づき支払う。請求は、定期点検、車検に区分して行うこと。

なお、車検の際に必要な自動車重量税印紙、自動車損害賠償責任保険証明書及び継続検査申請書（ＯＣＲ）は生活環境美化センターから交付する。

車検終了後、車検証の写しを生活環境美化センター車両管理係（以下「車両管理係」という。）に速やかに提出すること。

8　その他留意事項

(1) 各車両の定期点検及び車検は、別紙「年間保守管理計画表」に基づいて実施すること。ただし、各車両の定期点検及び車検の時期は変更になることがあるので、受託者において事前に確認しておくこと。

(2) 各車両の配置場所については、別紙「年間保守管理計画表」のとおりとする。ただし、配置場所が異なる場合があるので、受託者において事前に確認しておくこと。

(3) 各車両の定期点検及び車検の内容は、下記の１０「定期点検及び車検の内容」記載のとおりである。なお、定期点検及び車検の実施結果の記録については、近畿地区自動車整備連絡協議会が定めた様式等を使用すること。

(4) 各車両の定期点検及び車検の予定数量は令和８年９月初日現在の車両台数によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(5) 交換部品及び消耗品等について、契約期間内に当該品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の交換ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として交換することができる。

(6) 定期点検及び車検の実施時に本仕様書に含まれない部品の交換、修繕等が必要と認められた場合は、受託者から西京まち美化事務所及び車両管理係に当該修繕内容等を速やかに連絡すること。当該修繕等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

(7) 車検事務代行に要する経費は委託料単価に含む。

(8) 定期点検及び車検等実施の際、その作業が原因で発生したと考えられる不具合が生じたときは、受託者が責任をもって対応すること。

(9) 受託者は道路運送車両法の規定により自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定を受けていることを文書により証明できる者に限る。（業務委託の対象車両が、自動車分解整備事業認証及び指定自動車整備事業指定に係る「対象とする自動車の種類」の中に必ず含まれていること。）

(10) その他、本仕様書に定めのない事項については、車両管理係と受託者がその都度協議して定める。

９　西京まち美化事務所の所在地及び連絡先
　　京都市西京区樫原秤谷町３７　　電話（０７５）３９１－５９８３

１０　定期点検及び車検の内容
(1)　普通自動車（パッカー車：4 トン車、2 トン車大）
　　６ヶ月点検を１回、車検を１回実施する。

※　パッカー車の定期点検、車検を実施する場合、特に次のことに注意すること。
京都市では、環境保全に取り組む独自方針として、パッカー車（ディーゼルエンジン車）の燃料として、軽油ではなくＢＤＦ（バイオディーゼル燃料）を１００％使用していることから、ＢＤＦでの常時走行を考慮して燃料系統の一部に改造を施した車両を使用している。（平成２９年以降はＢ５を使用している。）
そのため、特に燃料ポンプをはじめとする燃料系統には、軽油使用時とは異なる様々な症例が発生することがあり、定期点検、車検時には、車両管理係と緊密な連絡をとること。

ア　６ヶ月点検（4 トン車、2 トン車大、2 トン車小 共通）
車検の実施月、若しくは車両更新日から概ね６ヶ月後に以下の点検・整備を実施すること。
なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。
６ヶ月点検の項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第２条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第５相当のもの）とする。
点検実施の際にエンジンオイルの交換（ドレンコックパッキンの交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品又はメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。交換する部品はメーカー純正品とする。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。
点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第５と同等のものを使用すること。
６ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は１日間とする。

イ　車検（車検Ａ、車検Ｂ、車検Ｃ、車検Ｄ 共通項目）
車検の受検回数により車検Ａ、Ｃと車検Ｂ、Ｄを区分する。車検Ａ、Ｃは、登録後２年目以降の奇数回目（１回目の車検（２年目）・３回目の車検（４年目）・５回目の車検（６年目）等）の継続車検を受けるパッカー車を対象とする。車検Ｂ、Ｄは、登録後３年目以降の偶数回目（２回目の車検（３年目）・４回目の車検（５年目）・６回目の車検（７年目）等）の継続車検を受けるパッカー車を対象とする。
車検Ａ、Ｃと車検Ｂ、Ｄは、年間保守管理計画表にパッカー車ごとに表示されたとおりである。（新車登録後１年目の法定点検は１２ヶ月点検とする。）
車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の１ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。
なお、パッカー車は車検実施時に架装の年次点検を併せて実施するので、受託者は架装の年次点検実施業者とその作業日程について事前に調整し、車検予定日を決定すること。
架装の年次点検は、各架装製造会社の指定する京都地区の担当業者が実施するため、架装の年次点検を実施する工場等への車両の搬送は受託者が行うこと。当該搬送に要する経費は委託料単価に含まれる。

（参考）
令和８年度の架装の年次点検委託業者は以下のとおりである。
・ 新明和工業㈱製の架装

株式会社Ｓｕｐｅｒ　Ｅｎｅｒｇｉｅ　Ｃｏｎｎｅｃｔｉｏｎ
京都市南区上鳥羽南鉾立町 14-1　　(075) 661-1212

・ 極東開発工業㈱製の架装
今北自動車工業株式会社
京都市右京区西院月双町７６番地　　(075) 311-3918

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第２条の定期点検基準（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第５相当のもの）に規定されたものとする。
車検結果は、点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第５と同等のものを使用すること。
また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）
・ シャーシブラック仕上げ
・ スチーム洗浄
・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
・ ラジエター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
・ ブレーキオイル交換
・ ブレーキホース、キャリパーインナーキット、ブレーキマスターインナーキット点検
・ ディオニック搭載車（２９・３１・Ｒ２・Ｒ３・Ｒ４年式）・ディオニックオイル、ミッションオイル、ＰＣＶエレメント交換
・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
・ 燃料フィルター交換
・ ワイパーゴム交換
・ ごみ投入口付近のペイント補修
・ 汚水タンク洗浄
・ バッテリー点検・充電
・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換
・ ブレーキパッド、ライニングの摺動部にグリスアップすること
（注１）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のもの（別紙資料１も参照すること）とし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。
（注２）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
（注３）パッカー車の年式・型式により、部品番号が異なる場合があるので、各パッカー車の交換部品については、事前に車両管理係と協議すること。

ウ　車検Ａ実施時の独自項目（委託料単価に含む）
（2 トン車大、2 トン車小）
・ 前輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド交換
※ 前輪ドラムブレーキ仕様の車両は、ブレーキシュー交換、カップゴム点検とする。
・ 後輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド交換
・ 後輪ドラムブレーキ：ブレーキシュー交換、カップゴム点検
・ ＡＴオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）

・アイドルプーリーベアリング交換
（注１）交換するブレーキパッド・ブレーキシュー等は、ブレーキ鳴きの発生等を防止するために、別紙資料１に記載した品番の部品を使用すること。その他の交換部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のもの（別紙資料１も参照すること）とする。交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。
（注２）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
（4 トン車）
・ドラムブレーキ（四輪）：カップゴム点検、ブレーキシュー点検
・ディスクブレーキ(四輪)：ブレーキパッド点検
・エアドライヤーオーバーホール
・ＡＴオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）
・ ＡＴオイルエレメント交換（ＡＴオイルエレメントは三菱純正部品又はメーカー指定のものを使用すること。交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。）
（注１）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。（別紙資料１参照）

エ　車検Ｂ実施時の独自項目（委託料単価に含む）
（2 トン車大、2 トン車小）
・ 前輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド交換
※ 前輪ドラムブレーキ仕様の車両は、ブレーキシュー交換、カップゴム交換とする。
・ 後輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド交換
・ 後輪ドラムブレーキ：ブレーキシュー交換、カップゴム交換
・ エアエレメント交換
・ デフオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）
（注１）交換するブレーキパッド・ブレーキシュー等は、ブレーキ鳴きの発生等を防止するために、別紙資料１に記載した品番の部品を使用すること。その他の交換部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のもの（別紙資料１も参照すること）とする。交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。
なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。
（注２）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
（4 トン車）
・ ドラムブレーキ（四輪）：ブレーキシュー交換、カップゴム交換
・ ディスクブレーキ（四輪）：ブレーキパッド交換
・ リアブレーキダイヤフラム交換
・ エアエレメント交換
・ デフオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）

・　ＰＣＶブローバイガスエレメント交換
※ 平成１７年式以降の４トン車は、エレメント交換が必要なことから、車検Ｂ実施時にこれを交換する。交換する部品等については、メーカー純正品とする。
（注１）交換するブレーキシュー、カップゴム、リアブレーキダイヤフラムは、三菱純正部品を使用すること。交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。
（注２）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。（別紙資料１参照）

オ　車検Ｃ実施時の独自項目（委託料単価に含む）
（2 トン車大、2 トン車小）
・ 前輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド点検
※ 前輪ドラムブレーキ仕様の車両は、ブレーキシュー点検、カップゴム点検とする。
・ 後輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド点検
・ 後輪ドラムブレーキ：ブレーキシュー点検、カップゴム点検
・　ＡＴオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）
・アイドルプーリーベアリング交換
（注１）交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。
（注２）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
※交換が必要なブレーキパッド・ブレーキシュー等は、ブレーキ鳴きの発生等を防止するために、別紙資料２に記載した品番の部品を使用すること。その他の交換部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のもの（別紙資料２も参照すること）とする。
（4 トン車）
・ ドラムブレーキ（四輪）：カップゴム点検、ブレーキシュー点検
・ ディスクブレーキ（四輪）：ブレーキパッド点検
・エアドライヤーオーバーホール
・ＡＴオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）
・　ＡＴオイルエレメント交換（ＡＴオイルエレメントは三菱純正部品又はメーカー指定のものを使用すること。交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。）
（注１）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。（別紙資料２参照）
カ　車検Ｄ実施時の独自項目（委託料単価に含む）
（2 トン車大、2 トン車小）
・ 前輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド点検
※ 前輪ドラムブレーキ仕様の車両は、ブレーキシュー点検、カップゴム交換とする。
・ 後輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド点検
・ 後輪ドラムブレーキ：ブレーキシュー点検、カップゴム交換
・ エアエレメント点検

・ デフオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）
（注１）交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。
（注２）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
※交換が必要なブレーキパッド・ブレーキシュー等は、ブレーキ鳴きの発生等を防止するために、別紙資料２に記載した品番の部品を使用すること。その他の交換部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のもの（別紙資料２も参照すること）とする。
（4 トン車）
・ ドラムブレーキ（四輪）：ブレーキシュー点検、カップゴム交換
・ ディスクブレーキ（四輪）：ブレーキパッド点検
・ リアブレーキダイヤフラム交換
・ デフオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）
・ ＰＣＶブローバイガスエレメント交換
※ 平成１７年式以降の 4 トン車は、エレメント交換が必要なことから、車検Ｄ実施時にこれを交換する。交換する部品等については、メーカー純正品とする。
（注１）交換するカップゴム、リアブレーキダイヤフラムは、三菱純正部品を使用すること。交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。
（注２）点検の結果、交換の必要ありと受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。（別紙資料２参照）

車検に要する期間は、車検Ａ・車検Ｂ・車検Ｃ・車検Ｄともに、車両の引渡しから返納まで、概ね５日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。なお、この期間には、架装の年次点検に要する期間も含まれるので留意すること。

キ（参考）その他の整備事項
（2 トン車大、2 トン車小）
ブレーキローターの焼け状態、ブレーキドラムの焼け状態に注意し、必要と認められたときは研磨もしくは交換を実施する。
リーフスプリング折れ、シャックルピンブッシュの磨耗状態に注意し、必要と認められたときは交換を実施する。
（4 トン車）
エアーマスターオーバーホール・ブレーキバルブオーバーホールが必要と認められたときにはこれを実施する。
（4 トン車、2 トン車大、2 トン車小　共通）
ＡＴオイル（車検Ａ、Ｃを除く。）、デフオイル（車検Ｂ、Ｄを除く。）、燃料ホースについて、点検の結果、交換が必要と判断される場合、当該交換作業を実施する。
（注）上記の部品等の交換、研磨作業が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。この場合、交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部

品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

(2) 小型自動車（連絡車）

６ヶ月点検を１回、車検又は１２ヶ月点検を１回実施する。

ア　６ヶ月点検

新車登録、車検、１２ヶ月点検の実施月から概ね６ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

６ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第２条の定期点検基準に規定されたものを準用したもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第６相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理については受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第６と同等のものを使用すること。

６ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は１日間とする。

イ　１２ヶ月点検

新車登録から概ね１２ヶ月後、２４ヶ月後及び車検の実施月から概ね１年後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

１２ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第２条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第６相当のもの）とする。点検実施の際、エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）・オイルフィルターの交換を併せて実施すること。

交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第６と同等のものを使用すること。

１２ヶ月点検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね３日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

ウ　車検

自動車検査証の有効期間の満了する日の１ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第２条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第６相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第６と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ラジエター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント交換
- ブレーキオイル交換
- カップゴム等ブレーキ部品点検
- エアクリーナー点検
- ファンベルト（エアコン用を含む。）交換

・ ワイパーゴム交換
・ バッテリー点検・充電
・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注１）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注２）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね５日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

(3) 軽四輪車（軽四貨物車・軽四連絡車）

６ヶ月点検を１回、１２ヶ月点検又は車検を１回実施する。

ア　６ヶ月点検

新車登録、車検、１２ヶ月点検の実施月から概ね６ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

６ヶ月点検の項目は、別紙「軽自動車・軽四輪貨物車の６ヶ月点検項目」とする。

点検結果は別紙「点検整備記録簿」又は「点検整備記録簿」と同等の記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

（注）２０年配車のダンプ仕様車については、ボディー作動具合の点検を含む。

６ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は１日間とする。

イ　１２ヶ月点検

新車登録から概ね１２ヶ月後、２４ヶ月後及び車検の実施月から概ね１年後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

１２ヶ月点検の項目は、自動車点検基準第２条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第６相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）・オイルフィルターの交換を併せて実施すること。交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第６と同等のものを使用すること。

（注）２０年配車のダンプ仕様車については、ボディー作動具合の点検を含む。

１２ヶ月点検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね３日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

ウ　車検

自動車検査証の有効期間の満了する日の１ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、自動車点検基準第２条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第６相当のもの）とする。

車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第６と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む）

・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
・ ラジエター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント交換
・ ブレーキオイル交換
・ カップゴム等ブレーキ部品点検
・ エアクリーナー点検
・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
・ ワイパーゴム交換
・ バッテリー点検・充電
・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注１）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注２）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

（注３）２０年配車のダンプ仕様車については、ボディー作動具合の点検を含む。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね５日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

年間保守管理計画表

令和9年度

台数	所属	車種	車両	番号	車名	年式	公害記号	型式	車台番号	長さ	幅	高さ	E/G形式	排気量	架装会社	積載量	容量㎥人	燃料	車両重量	車両総重量	有効年	有効月	有効日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	委託料単価区分
1	西京	FP	京都800せ	641	三菱	22	PDG	FK71R	FK71R-540914	5.95	2.17	2.42	4M50	4,890cc	極東	2500kg	5.0㎥	B5	5330kg	7995kg	R9	12	9		⑥						D					パッカー車 4トン車
1	西京	3P	京都800そ	2512	三菱	R4	2RG	FEB90	FEB90-590722	5.97	2.09	2.41	4P10	2,990cc	新明和	2850kg	6.0㎥	B5	4950kg	7965kg	R10	3	24						⑥						A	
1	西京	2P	京都800す	3543	三菱	17	PA	FE73DB	FE73DB-511919	5.33	1.85	2.37	4M50	4,890cc	新明和	2000kg	4.2㎥	B5	4340kg	6505kg	R9	11	21		⑥						C					パッカー車 2トン大
1	西京	LB	京都800す	2373	三菱	17	PA	FE73DB	FE73DB-510820	5.3	1.86	2.28	4M50	4,890cc	極東	2000kg	4.5㎥	B5	4170kg	6335kg	R10	3	22						⑥						B	
1	西京	T	京都800さ	9523	三菱	15	KK	FE73EB	FE73EB-502263	5.33	1.86	2.32	4M51	5,240cc	新明和	2000kg	4.6㎥	B5	4100kg	6265kg	R9	7	12			A						⑥				
1	西京	T	京都800さ	9525	三菱	15	KK	FE73EB	FE73EB-502279	5.33	1.86	2.32	4M51	5,240cc	新明和	2000kg	4.6㎥	B5	4100kg	6265kg	R9	7	25				A						⑥		
1	西京	T	京都800す	2374	三菱	17	PA	FE73DB	FE73DB-510830	5.3	1.86	2.28	4M50	4,890cc	極東	2000kg	4.6㎥	B5	4170kg	6335kg	R9	4	27	A						⑥					
1	西京	T	京都800す	3561	三菱	17	PA	FE73DB	FE73DB-511954	535	185	229	4M50	4,890cc	極東	2000kg	4.6㎥	B5	4220kg	6385kg	R9	9	4					A						⑥	
1	西京	T	京都800す	3562	三菱	17	PA	FE73DB	FE73DB-511972	535	185	229	4M50	4,890cc	極東	2000kg	4.6㎥	B5	4220kg	6385kg	R9	9	13					A						⑥	
1	西京	T	京都800す	3563	三菱	17	PA	FE73DB	FE73DB-511974	535	185	229	4M50	4,890cc	極東	2000kg	4.2㎥	B5	4220kg	6385kg	R9	10	10						A						⑥
1	西京	T	京都800す	5231	三菱	18	PA	FE73DB	FE73DB-522504	52.3	1.85	2.3	4M50	4,890cc	極東	2000kg	4.2㎥	B5	4170kg	6335kg	R9	10	14						B						⑥
1	西京	TP	京都800す	8590	三菱	21	PDG	FE73D	FE73D-550999	5.34	1.85	2.33	4M50	4,890cc	極東	2000kg	4.0㎥	B5	4710kg	6875kg	R9	8	24					A						⑥	
1	西京	TP	京都800す	9948	三菱	22	BJG	FE73B	FE73B-560062	5.32	1.85	2.17	4M42-S10	2,970cc	極東	2000kg	4.0㎥	B5	4420kg	6585kg	R10	3	24						⑥						A
1	西京	TS	京都800せ	8027	三菱	29	TPG	FEA50	FEA50-553299	5.32	1.85	2.23	4P10	2,990cc	新明和	2000kg	4.4㎥	B5	4200kg	6365kg	R9	12	26			⑥						A			
1	西京	TS	京都800せ	9344	三菱	31	TPG	FEA50	FEA50-571395	5.3	1.85	2.24	4P10	2,990cc	新明和	2000kg	4.4㎥	B5	4210kg	6375kg	R10	2	20					⑥						D	
1	西京	TS	京都800そ	448	三菱	R2	2PG	FEAVO	FEAVO-580892	5.32	1.85	2.27	4P10	2,990cc	新明和	2000kg	4.6㎥	B5	4280kg	6445kg	R10	2	20					⑥						C	
1	西京	TS	京都800そ	1510	三菱	R3	2PG	FEAVO	FEAVO-583290	5.32	1.85	2.27	4P10	2,990cc	新明和	2000kg	4.6㎥	B5	4280kg	6445kg	R10	3	23						⑥						D
1	西京	TS	京都800そ	6225	三菱	R8	2RG	FEAVO	FEAVO-612435	5.32	1.85	2.27	4P10	2,990cc	新明和	2000kg	4.6㎥	B5	4310kg	6475kg	R10	3	24						⑥						A

年間保守管理計画表

令和9年度

台数	所属	車種	車両	番号	車名	年式	公害記号	型式	車台番号	長さ	幅	高さ	E/G形式	排気量	架装会社	積載量	容量㎥人	燃料	車両重量	車両総重量	有効年	有効月	有効日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	委託料単価区分
1	西京	軽四輪車	京都480こ	8038	ダイハツ	21	EBD	S211P	S211P-0076173	3.39	1.48	1.96	KF	650cc		350kg		ガソリン	890kg	1350kg	R9	11	11	⑥						車検						軽四自動車
1	西京	軽四輪車	京都480す	2694	ダイハツ	22	EBD	S211P	S211P-0117328	3.39	1.47	1.98	KF	650cc		350kg		ガソリン	890kg	1350kg	R10	10	7						⑫						⑥	
1	西京	軽四輪車	京都480す	2695	ダイハツ	22	EBD	S211P	S211P-0117610	3.39	1.47	1.97	KF	650cc		350kg		ガソリン	890kg	1350kg	R10	10	7						⑫						⑥	
1	西京	軽四輪車	京都480せ	7258	ダイハツ	23	EBD	S211P	S211P-0154236	3.39	1.47	1.95	KF	650cc		350kg		ガソリン	900kg	1360kg	R9	10	20	⑥						車検						
1	西京	軽四輪車	京都480せ	7259	ダイハツ	23	EBD	S211P	S211P-0154600	3.39	1.47	1.93	KF	650cc		350kg		ガソリン	900kg	1360kg	R9	10	20	⑥						車検						
1	西京	軽四輪車	京都480せ	7260	ダイハツ	23	EBD	S211P	S211P-0154150	3.39	1.47	1.95	KF	650cc		350kg		ガソリン	900kg	1360kg	R9	10	20	⑥						車検						
1	西京	軽四輪車	京都480ち	3929	ダイハツ	25	EBD	S211P	S211P-0243294	3.39	1.47	1.97	KF	650cc		350kg		ガソリン	900kg	1360kg	R9	9	18						車検						⑥	
1	西京	軽四輪車	京都480て	5983	ダイハツ	27	EBD	S510P	S510P-0028960	3.39	1.47	1.96	KF	650cc		350kg		ガソリン	950kg	1410kg	R11	3	24						⑥						⑫	
1	西京	軽四輪車	京都480な	5590	ダイハツ	28	EBD	S510P	S510P-0118489	3.39	1.47	1.96	KF	650cc		350kg		ガソリン	960kg	1420kg	R10	10	23	⑥						⑫						
1	西京	軽四輪車	京都480な	8612	ダイハツ	29	EBD	S510P	S510P-0134880	3.39	1.47	1.96	KF	650cc		350kg		ガソリン	940kg	1400kg	R11	2	1				⑥						⑫			
1	西京	軽四輪車	京都480な	9408	ダイハツ	29	EBD	S510P	S510P-0135190	3.39	1.47	1.98	KF	650cc		350kg		ガソリン	950kg	1410kg	R11	2	23					⑥						⑫		
1	西京	軽四輪車	京都480ふ	6784	ダイハツ	R4	3BD	S510P	S510P-0478815	3.39	1.47	1.98	KF	650cc		350kg		ガソリン	960kg	1420kg	R10	12	15			⑥						⑫				
1	西京	軽四輪車	京都480ほ	9877	スズキ	R6	3BD	DA16T	DA16T-784104	3.39	1.47	1.95	R06A	650cc		350kg		ガソリン	900kg	1360kg	R10	3	12					⑥						車検		
1	西京	軽四輪車	京都480ほ	9933	スズキ	R6	3BD	DA16T	DA16T-784677	3.39	1.47	1.95	R06A	650cc		350kg		ガソリン	900kg	1360kg	R10	3	13					⑥						車検		
1	西京	軽四輪車	京都480ま	8780	スズキ	R7	3BD	DA16T	DA16T-854695	3.39	1.47	1.85	R06A	650cc		350kg		ガソリン	910kg	1370kg	R11	2	6				⑥						⑫			
1	西京	軽四輪車	京都480ま	9562	スズキ	R7	3BD	DA16T	DA16T-854232	3.39	1.47	1.85	R06A	650cc		350kg		ガソリン	900kg	1360kg	R11	3	5					⑥						⑫		
1	西京	軽四輪車	京都480み	9771	ダイハツ	R8	3BD	S510P	S510P-0670877	3.39	1.47	1.99	KF	650cc		350kg		ガソリン	960kg	1420kg	R10	3	17						⑥						車検	
1	西京	軽四輪車	京都480み	9772	ダイハツ	R8	3BD	S510P	S510P-0671092	3.39	1.47	1.99	KF	650cc		350kg		ガソリン	970kg	1430kg	R10	3	17						⑥						車検	
1	西京	軽四輪車	新車		ダイハツ	R9												ガソリン			R11								⑥						⑫	
1	西京	軽四輪車	新車		ダイハツ	R9												ガソリン			R11								⑥						⑫	
1	西京	軽四輪車（連絡車）	京都480ほ	6237	日産	R5	5BD	DR17V	DR17V-643479	3.39	1.47	1.89	R06A	650cc		350kg（250kg）		ガソリン	890kg	1350kg（1360kg）	R9	10	29	⑥						車検						
1	西京	連絡車	京都500た	6065	マツダ	12	GF	GWER（4WD）	GWER-200446	4.67	1.69	1.52	FS	1,990cc			5人	ガソリン	1440kg	1715kg	R11	2	23				⑥						⑫			小型自動車（連絡車）
40																																				

	台数			台数	⑥	⑫	車検	A	B	C	D
新明和	9		バッカー車4トン車	2	2	0		1	0	0	1
極東	9		バッカー車2トン車	16	16	0		10	2	2	2
桐生工業	0		軽四輪車（貨物車）	20	20	11	9				
合計	18		軽四輪車（連絡車）	1	1	0	1				
			小型自動車（連絡車）	1	1	1	0				
			合計	40	40	12	10	11	2	2	3

（注1）表中の③は3ヶ月点検、⑥は6ヶ月点検、⑫は12ヶ月点検、Aは車検A、Bは車検B、Cは車検C、Dは車検Dを表している。

（注2）表中の車両のうち軽四輪車については、北、上京及び左京エコまちステーションに配置されているものがある。

パッカー車の12ヶ月点検・車検（車検A・車検B）時のブレーキ等点検内容について

資料1

		型式	12ヶ月（1年目）点検	部品番号	型式	2年目以降の偶数年目の車検（車検A）	部品番号	型式	3年目以降の奇数年目の車検（車検B）	部品番号
2トン車大 （TS車・TP車） （LB車・2P車）	前輪	FEAV0（R2年式）	パッド交換	三菱純正部品（シム付）もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き	FEAV0（R2年式） FEAV0（R3年式） FEAVO（R4年式）	パッド交換 PCVエレメント交換	三菱純正部品（シム付）もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品	FEAV0（R2年式） FEAVO（R3年式） FEAVO（R4年式）	パッド交換 PCVエレメント交換	三菱純正部品（シム付）もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品
					FEA50（29・31年式）	パッド交換 PCVエレメント交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782 三菱純正部品	FEA50（29・31年式）	パッド交換 PCVエレメント交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782 三菱純正部品
					FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE73D （19・21年式） FE73DB （17・18年式） FE73EB （15・16年式）	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－700K SM118E	FE73D （19・21年式） FE73DB （17・18年式） FE73EB （15・16年式）	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－700K SM118E
					FE53EB （12・13・14年式）	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－476K SHIM－476	FE53EB （12・13・14年式）	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－476K SHIM－476
					全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪	FEAV0（R2年式）	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782	FEAV0（R2年式） FEA50（29・31年式）	パッド交換 キャリパーインナーキット点検	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782	FEAV0（R2年式） FEA50（29・31年式）	パッド交換 キャリパーインナーキット点検	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782
					FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE73D （19・21年式）	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品	FE73D （19・21年式）	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品
					FE73DB （17・18年式） FE73EB, FE53EB	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73DB （17・18年式） FE73EB, FE53EB	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
2トン車小 （ST車・SB車）	前輪				FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE70D （21年式） FE70DB （17・18年式） FE70EB （15年式）	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－701K SM117E	FE70D （21年式） FE70DB （17・18年式） FE70EB （15年式）	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－701K SM117E
					全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪				FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B（22年式）	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE70D, FE70DB FE70EB	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製NR3046 三菱純正部品	FE70D, FE70DB FE70EB	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製NR3046 三菱純正部品
4トン車 （FP車・F車） （3P車）	4輪 全部				FK71GC（14,15年式） FK71DC（17年式） FK71D（19,21年式） FK71R（22式）	シュー点検 カップゴム点検 エアードライヤーオーバーホール PCVエレメント交換	三菱純正部品	FK71GC（14,15年式） FK71DC（17年式） FK71D（19,21年式） FK71R（22式）	シュー交換、ブレーキオーバーホール カップゴム交換、フロアブ ーキダイヤフラム交換 PCVブロー バイガス エレメント交換 ⇒17年型以降4トン車エンジン下部	三菱純正部品
					FEB90（R4年式）	パッド点検 PCVエレメント交換	三菱純正部品（シム付）もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品	FEB90（R4年式）	パッド交換 PCVエレメント交換	三菱純正部品（シム付）もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品
全車共通	前輪		ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換 その他仕様書指定項目	オイルシール・グリス （三菱純正部品）	前輪	ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス （三菱純正部品）	前輪	ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス （三菱純正部品）
	後輪				後輪			後輪		
	その他			三菱純正部品	AT	ATオイル交換	三菱純正品もしくは指定グレード	デフ装置	デフオイル交換	三菱純正品もしくは指定グレード
					デュオニック	ディオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正品もしくは指定グレード	デュオニック	ディオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正品もしくは指定グレード
					ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品	ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品
						ブレーキホース点検	三菱純正部品		ブレーキホース点検	三菱純正部品
					その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品

パッカー車・車検(車検C・車検D)時のブレーキ等点検内容について

資料2

		型式	2年目以降の偶数年目の車検(車検C)		型式	3年目以降の奇数年目の車検(車検D)	
				部品番号			部品番号
2トン車大 (TS車・TP車) (LB車・2P車)	前輪	FEAV0(R2年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品	FEAV0(R2年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品
		FEA50(29・31年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	曙ブレーキ工業製AN−782WK SHIM−782 三菱純正部品	FEA50(29・31年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	曙ブレーキ工業製AN−782WK SHIM−782 三菱純正部品
		FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品
		FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN−700K SM118E	FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN−700K SM118E
		FE53EB (12・13・14年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN−476K SHIM−476	FE53EB (12・13・14年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN−476K SHIM−476
		全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪	FEAV0(R2年式) FEA50(29・31年式)	パッド点検 キャリパーインナーキット点検	曙ブレーキ工業製AN−782WK 三菱純正部品	FEAV0(R2年式) FEA50(29・31年式)	パッド点検 キャリパーインナーキット点検	曙ブレーキ工業製AN−782WK 三菱純正部品
		FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品
		FE73D (19・21年式)	シュー点検 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品	FE73D (19・21年式)	シュー点検 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品
		FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー点検 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品	FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー点検 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品
2トン車小 (ST車・SB車)	前輪	FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品
		FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN−701K SM117E	FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN−701K SM117E
		全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリパーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪	FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー点検 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE−FR 三菱純正部品
		FE70D, FE70DB FE70EB	シュー点検 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製NR3046 三菱純正部品	FE70D, FE70DB FE70EB	シュー点検 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製NR3046 カップゴム(三菱純正部品)
4トン車 (FP車・F車) (3P車)	4輪 全部	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検 カップゴム点検 エアードライヤーオーバーホール PCVエレメント交換	三菱純正部品	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検、ブレーキオーバーホール カップゴム交換、リアブレーキダイヤフラム交換 PCVブローバイガス エレメント交換 ⇒17年型以降4トン車エンジン下部	三菱純正部品
		FEB90(R4年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品	FEB90(R4年式)	パッド交換 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品
全車共通		前輪	ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)	前輪	ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)
		後輪			後輪		
		AT	ATオイル交換	三菱純正品もしくは指定グレード	デフ装置	デフオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
		デュオニック	ディオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正品もしくは指定グレード	デュオニック	ディオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正品もしくは指定グレード
		ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品	ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品
			ブレーキホース点検	三菱純正部品		ブレーキホース点検	三菱純正部品
		その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品

軽自動車・軽四輪貨物車の6ヶ月点検項目

点 検 箇 所 等	点　検　内 容
ハンドルまわり	遊びの量の調整，がたつきの点検
ブレーキまわり	ペダルの遊び，床との隙間，取付高さ，サイドブレーキの効き具合（引きしろ，ワイヤーの状況など）
メーター類	針のずれがないか，メーターランプが点くか
電装品	ホーンが鳴るか，ワイパーが動くか，ウィンドウウォッシャーの作動状況など
点火系統	エンジンのかかり具合，プラグの汚れ具合
ランプ類	作動状況，球切れの点検
エンジンオイル交換	メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのエンジンオイルを使用し，廃油処理についても受託者が責任を持って適正に処理すること
エア・エレメント	汚れ，損傷の状況
ファンベルト	ゆるみ，損傷の状況
ラジエータ関係	冷却水の過不足，漏れの有無，ゴムホースの損傷状況
バッテリー	液量・比重・損傷・充電の状況，取付具合
燃料パイプまわり	漏れの有無，ゆるみ・損傷の状況
ブレーキ	ブレーキオイルの量・汚れ・漏れに関する点検
タイヤ	空気圧，傷，溝の深さの点検など
グリスアップ	必要箇所実施

6ヶ月点検整備記録簿

所　属

点検受託者名		自動車登録番号	車名	初年度登録
点検受託者所在地		京都		
		型式	車台番号	
点検者氏名	㊞			

依頼点検項目					
ハンドルまわり	遊びの量の調節		ランプ類	作動状況	
	がたつきの点検			球切れの点検	
ブレーキまわり	ペダルの遊び		エンジンオイル	漏れ及び量	
	床とのすきま			交換	
	サイドブレーキ効き具合		エアーエレメント	汚れ，損傷の状況	
	【ワイヤーの状況】		ファンベルト	ゆるみ，損傷の状況	
メーター類	針のずれがないか		ラジエター関係	漏れ及び量	
	メーターランプがつくか		バッテリー	液量・比重・損傷の状況	
電装品	ホーン			取付け具合	
	ワイパー		燃料パイプのまわり	漏れの有無	
	ウインドウォッシャーの作動状況		ブレーキオイル	オイルの量・汚れ・漏れの点検	
点火系統	エンジンのかかり具合		タイヤ	空気圧・傷・溝の深さ点検	
			グリス	必要箇所実施	

（参考）

区分及び記号			
点検・検査良	V	交換	×
分解	○	修理	△
調整	Λ	清掃	C
締付	T	給油	L
該当なし			

走行距離	点検実施年月日	エンジンオイル交換実施日
km	令和　年　月　日	令和　年　月　日

備考